

テレビ静岡倫理行動指針

2007年4月17日制定

2025年1月24日改定

テレビ静岡の全役員および全社員は、本指針に基づいて自らの行動を律するとともに、社業の一部を受託する協力者に対しても、本指針の遵守励行を求めています。

1. 放送の公共的使命の自覚

われわれは、放送を通じて、正確な報道をすることによって国民の知る権利に奉仕し、教育・教養の進展に寄与するとともに、国民の生活に密着したメディアとして健全な娯楽を提供する公共的使命を有します。

われわれは、これらの使命を常に自覚し、行動の基盤とします。

1-1 放送の自主性・自律性の確保

われわれは、公共的使命達成のため「表現の自由」を適切に行使し、外力の影響を受けることなく、自らの責任において活発かつ創造的な番組制作を行います。

1-2 視聴者の信頼に応える番組制作

われわれは、放送の社会的影響力の大きさを自覚し、放送内容の点検を常に怠らず、視聴者の信頼に応える番組を制作します。

2. 人権の尊重・放送倫理の徹底

われわれは、常に「人権の尊重」「放送倫理」の重要性をしっかりと自覚、意識し、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等、あらゆる形態のハラスメントを否定し、働きやすい職場環境を整え、放送人としてのモラルの保持・向上に努めます。

3. ガバナンス、コンプライアンスの浸透、法令・内部規程等の遵守

われわれは、業務の遂行にあたって、適切なガバナンス及びコンプライアンス体制を構築し、風通しのよい企業風土を育み、当指針の実現を図ります。放送法をはじめとする法令、テレビ静岡番組基準をはじめとする内部規程を遵守し、公正な業務遂行により公共的使命の達成を目指します。

4. 取引先との公正かつ健全な関係の維持

われわれは、取引先に対し常に誠意をもって接し、特にわれわれが委託側にあたる場合はイコールパートナーとして、公正・公平・健全な取引関係を維持していきます。